

第4章 新たな学校づくりに関連した取組

- 1 引越し
- 2 学校給食
- 3 避難施設
- 4 学童保育クラブ
- 5 放課後子ども教室「まちとも」
- 6 学校施設の活用
- 7 学校跡地

1 引越し

担当：学校教育部教育総務課

学校統合時及び新校舎使用開始時において、教育活動で使用する文書や物品、OA 機器類などを移設する必要があります。また、学童保育クラブや放課後子ども教室「まちとも」¹⁵等の関係団体の物品については、所管課が適切に移設するために連携する必要があります。児童の学校生活や教育活動に支障が生じないよう所管課と連携し物品の整理を進め、引越しを行います。

(1) 取組内容

① 担当者連絡会

関係各課、学校関係者を集めた担当者連絡会を、統合に向けた 2023～2024 年度及び新校舎移転に向けた 2026～2027 年度に設置します。担当者連絡会では、引越しに関する役割分担やスケジュールの共有、新規に購入する物品や、不要物品の整理などの調整を行います。

また、学童保育クラブや「まちとも」等の関係団体の物品についても、担当者連絡会で情報共有し、所管課が適切に整理を進められるようにします。

② 物品整理

教育委員会が所管する物品等について、学校統合時や新校舎完成時の児童数、学級数を共有し、施設の規模に応じた必要な物品を所管課と連携し、整理します。不要になった物品は他校への転用または売り払いを行い、リサイクルを推進します。

(2) 取組スケジュール

項目/年度	2023	2024	2025 (統合/南成小校舎 使用)	2026	2027	2028 (新校舎使用)
引越し	統合校への物品等移設に向けた 契約事務・必要物品移設			新校舎への物品等移設に向けた 契約事務・必要物品移設		新校舎 使用開始
担当者 連絡会	役割分担の確認、スケジュール共有等			役割分担の確認、スケジュール共有等		
	所管課との連携、調整			所管課との連携、調整		
物品整理	物品の整理、廃棄、売り払い			物品の整理、廃棄、売り払い		

¹⁵ 略称として「まちとも」と記載する場合があります。

2 学校給食

担当：学校教育部保健給食課

学校給食は、成長期にある児童の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図るものであり、児童の学校生活の基本となるものです。そのため、学校統合後の新校舎建設期間中や新校舎使用開始後も、安全・安心でおいしい給食を継続して提供します。

(1) 取組内容

2025年度の学校統合後は、現在の南成瀬小学校の給食室にて、調理食数増に対応するために必要な備品・食器類の調達をしたうえで自校調理による給食提供を行います。

2028年度の新校舎使用開始後は、新校舎の給食室において自校調理による給食提供を行います。

(2) 取組スケジュール

項目/年度	2023	2024	2025 (統合/南成小校舎 使用)	2026	2027	2028 (新校舎使用)
実施方法	統合校の給食実施に向けた 必要備品移設		現南成瀬小学校での給食提供			新校舎での 給食提供
施設整備			新校舎の給食室整備			
物品整理			必要物品整理、移設			

学校施設は、震災や風水害といった災害時において、地域の避難施設としての防災機能を有しています。学校が担っているこのような機能について、学校統合に際しては、新校舎や周辺施設、学校跡地において、防災機能の引き継ぎと、地域にとって最適な配置を検討します。

(1) 取組方針

学校統合に伴う避難所の指定先の見直しや防災機能の分散等について、以下の方針に基づいて検討を進めます。

- 避難施設別避難者推計の結果を踏まえ地域防災計画の改定を行うとともに、防災機能の分散を進めます。
- 学校統合によって学校の避難施設数が減少するため、避難先及び避難スペースの拡充を図ります。
- 新たな避難先の決定後、防災倉庫等の移設を進めます。
- 「市有財産の戦略的活用に関する基本方針¹⁶」に基づき、学校跡地における防災機能の引き継ぎを検討します。

(2) 取組内容

① 町田市地域防災計画の改定

防災機能の分散を検討するうえで必要となる避難施設別避難者推計を実施し、町田市地域防災計画の改定を行います。

② 2025年度から2027年度までの新校舎建設期間中に向けた取組内容

ア 防災機能

現在の南第二小学校が担っている防災機能について、新校舎建設期間中はその利用ができなくなるため、地域の方々と調整のうえ、近隣の公共施設へ機能分散を図ります。

また、近隣の避難施設に分散して避難するにあたっては、受け入れる避難者数に応じた避難スペースを確保するため、近隣避難施設との調整を行います。

<参考> 新校舎建設期間中の近隣避難先一覧（現在の南第二小学校使用不可を想定した近隣の避難先）

南成瀬中学校、南成瀬小学校、成瀬中央小学校、成瀬高校（地震時のみ）、市立総合体育館（風水害時のみ）、成瀬コミュニティセンター（風水害時のみ）

イ 防災倉庫

現在の南第二小学校に設置されている防災倉庫の備蓄物資について、適切な移設管理を行います。

③ 2028年度以降（新校舎使用開始後）に向けた取組内容

ア 防災機能

現在の南成瀬小学校が担っている防災機能について、新校舎建設後、その機能の利用ができなくなる場合には、近隣の公共施設へ機能の分散を図ります。

また、近隣の避難施設に分散して避難するにあたっては、受け入れる避難者数に応じた避難スペースを確保するため、近隣避難施設との調整を行います。

¹⁶ 市有財産の処分を含めた効果的な利活用を図ることを目的に策定した方針。

<参考> 新校舎使用開始後の近隣避難先一覧

南成瀬地区の新たな小学校（現南二小の位置）、南成瀬中学校、成瀬中央小学校、高ヶ坂小学校、成瀬高校（地震時のみ）、小川高校（地震時のみ）、市立総合体育館（風水害時のみ）、成瀬コミュニティセンター（風水害時のみ）

イ 防災倉庫

現在の南成瀬小学校地に設置されている防災倉庫の備蓄物資について、適切な移設管理を行います。

(3) その他の取組内容

① 協定の締結に向けた協議

学校統合に伴い、避難場所が減少することを想定し、民間企業や私立学校の所有する施設を避難広場として活用できるよう、災害時における避難施設等の利用に関する協定の締結に向けた協議を引き続き進めます。

② 学校跡地の避難施設機能維持の検討

学校跡地の検討に際して、避難施設機能維持の必要性について検討します。

(4) 取組スケジュール

項目/年度	2023	2024	2025 (統合/南成小校舎 使用)	2026	2027	2028 (新校舎使用)
避難者推計	①避難施設別避難者推計実施 ②地域防災計画改定					新校舎を 避難先として 指定
避難先/避難スペース	新校舎建設期間中の 避難先の検討、地域調整、決定		新校舎使用開始後の避難先の検討、地域調整、決定			
備蓄物資		物資 移動			物資 移動	
学校跡地の活用	学校跡地活用の検討・決定					
協定締結	協定締結に向けた協議					

4 学童保育クラブ

担当：子ども生活部児童青少年課

学童保育クラブは、就労等で保護者が日中不在となる児童を預かり、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者の就労等を支援しています。統合後も安心して学童保育クラブを利用できるようにします。

(1) 取組方針

学校統合後も以下を基本とした学童保育クラブの事業を継続します。

- 一小学校区に一つの学童保育クラブを整備します。新たに学童保育クラブを整備する際は、原則として学校施設内に設置します。
- 低学年児童（1～3年生）と障がい児の全入制度¹⁷を継続します。高学年児童（4～6年生）については施設定数以上の申請があった場合には、引き続き、保育の優先度の高い方から順次入会できるようにします。
- 児童一人あたりのスペースや職員配置等の基準¹⁸を遵守するとともに、保育の質の向上を図ります。

(2) 取組内容

① 児童への配慮

学校統合に伴う児童への影響を最小限に抑えるために、事業者間の十分な引き継ぎ等を実施します。また、児童が安心して過ごすことができるよう、放課後児童支援員を対象とした研修を充実させ、保育の質の向上を図ります。

② 管理・運営方法

充実した保育サービスを提供できるよう、指定管理者制度¹⁹の継続を前提として、児童や保護者が安心して利用できる管理・運営方法などの検討を進めます。また、放課後の児童の遊びや活動の充実を図るため、学校や「まちとも」と連携します。

③ 施設整備

2025年度の統合に向けて、学童保育クラブの運営に必要な設備を整えるため、学校施設の既存スペースの活用を前提として、教育委員会と連携しながら適切な育成スペースを確保していきます。

2028年度の新校舎使用開始に向けて、利用者のニーズを踏まえた適切なスペースや、児童の発達に応じた設備等を整備します。

④ 学童保育クラブの行き帰りに対する安全対策

関係機関と連携しながら、通学路の安全点検や交通安全指導を継続するとともに、新たな通学路の状況を踏まえた安全対策を実施します。

¹⁷ 市が定めた一定期間に申請があり、入会要件を満たす低学年児童と障がい児（全学年）は全員入会することができる制度。

¹⁸ 町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例で定める「専用区画の面積は利用者1人につきおおむね1.65平方メートル以上」や「支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上とする」等の基準。

¹⁹ 公の施設について、民間事業者などが有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度。

(3) 取組スケジュール

項目/年度	2023	2024	2025 (統合/南成小校舎 使用)	2026	2027	2028 (新校舎使用)
児童への配慮	引き継ぎ内容等の検討・実施		引き継ぎ内容等の検討・実施			新校舎での 学童保育 クラブ開始
	保育の質の向上を図るための研修実施					
管理運営	運営事業者の選定・運営		児童や保護者が安心して利用できる管理・運営方法の検討			
	学校や「まちとも」との連携					
施設整備	施設整備検討		既存スペースを活用した学童保育クラブの実施			
				新校舎の学童保育クラブの施設整備		
行き帰りの安全対策	新たな通学路の状況を踏まえた安全対策の検討・実施					

5 放課後子ども教室「まちとも」

担当：子ども生活部児童青少年課・学校教育部指導課

「まちとも」は、小学校内の多目的室、図書室、ランチルーム、校庭等を活用し、自由遊びや学習活動、体験活動などを行える居場所を在校児童に提供し、児童の放課後の過ごし方の選択肢を広げる活動です。統合後も希望者が全員利用できるように子どもの居場所を提供します。

(1) 取組内容

① 活動環境の整備

「まちとも」の利用状況を把握し、学校施設の既存スペースの活用を前提とした活動環境の確保に向けて調整し、希望者が全員利用できるよう、活動に必要なスペースを整備します。また、統合による影響も把握することで課題を抽出し、引き続き、活動環境の確保に向けて調整します。

② 管理・運営方法

児童が引き続き安心して利用できる適切な管理・運営方法について、まちとも運営協議会²⁰と調整を行います。また、放課後の児童の遊びや活動の充実を図るため、学校や学童保育クラブと連携していきます。

③ 下校の安全指導

児童の登下校に関する安全対策を踏まえて、関係機関と連携し、安全指導を行います。

(2) 取組スケジュール

項目/年度	2023	2024	2025 (統合/南成小校舎 使用)	2026	2027	2028 (新校舎使用)
環境整備	利用状況の把握		環境整備後の 課題抽出・ 対応	利用状況の把握		新校舎での 「まちとも」 開始
	活動環境の調整・整備			活動環境の調整・整備		
管理運営	まちとも運営協議会との調整		まちとも運営協議会との調整			
下校の安全指導	①新たな通学路の状況も踏まえた安全対策の確認・調整 ②安全対策を踏まえた指導					

²⁰ まちとも運営協議会は、青少年健全育成地区委員会、ボランティアコーディネーター、PTA などの地域の方で構成される活動団体です。

6 学校施設の活用

現在、市内の小学校では、教育活動に使用していない時間に、体育館や校庭等を地域活動団体を中心に貸出していますが、利用予約の調整方法や利用ルール等が学校ごとに異なり、利用者にとって分かりづらい状況です。そのため、地域の方々がつながり支え合う将来の姿の実現に向け、多くの方が利用しやすくなるよう、「学校施設利用制度」として再構築します。

(1) 取組方針

学校では、より多くの方々に利用していただくことを前提に、文化やスポーツ等の活動の場として活用してもらえる施設環境を整えることで、将来にわたって地域の方にも愛着を持ってもらえるような開かれた学校を目指していきます。そのため、児童以外も利用できる区画や動線を分けるセキュリティ、学校施設利用のルールや予約方法等について検討を進めます。

(2) 取組内容

① 学校施設利用制度の検討・運営

2023年度～2024年度にかけて、各学校開放運営委員会²¹の代表等へ、今後の学校開放施設利用の考え方や従来方式との変更点等についての説明会や意見聴取を実施します。その意見を踏まえて、予約システムの導入や受付窓口の設置等、学校施設利用制度を検討し、2025年度以降、順次取り組みを進めます。

② 南成瀬地区における取組

ア 2023年度～2024年度

学校施設を利用している団体に対して、2025年度以降の現在の南第二小学校地における学校施設利用の終了に向けて、学校敷地内に置いている備品の搬出のスケジュールや既存の公共施設の利用案内等について説明会等を実施します。

イ 2025年度～2027年度

新校舎建設期間中は、安全上、学校施設の貸出しができなくなるため、現在の南第二小学校地における学校施設利用を終了します。

また、2028年度以降は現在の南成瀬小学校地における学校施設利用を終了するため、学校施設を利用している団体に対して、学校敷地内に置いている備品の搬出のスケジュールや既存の公共施設の利用案内等について説明会等を実施します。

ウ 2028年度以降

新校舎使用開始に伴い、現在の南第二小学校地における学校施設利用制度を開始します。

²¹ 学校開放運営委員会は、各学校に設置された組織で、学校や利用団体との調整を図り、学校施設利用の円滑な運営を行っています。

(3) 取組スケジュール

項目/年度		2023	2024	2025 (統合/南成小学校舎 使用)	2026	2027	2028 (新校舎使用)
学校施設利用制度検討・運営		各学校開放運営委員会代表への説明会や意見聴取の実施	学校施設利用制度の検討・調整	順次、新制度への移行 新制度の説明会実施			
南成瀬地区における取組	現・南二小の学校施設利用		学校・学校施設利用団体等と調整	学校施設利用の終了			南成瀬地区の新たな小学校の学校施設利用制度の開始
	現・南成瀬小の学校施設利用					学校・学校施設利用団体等と調整	学校施設利用の終了



7 学校跡地

担当：政策経営部企画政策課

学校は、教育活動の場としてだけでなく、災害時の避難施設や地域の活動の場としても、身近な場所となっています。「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」及び「学校跡地の活用に関する基本的な考え方」に基づくとともに、地域の方からご意見を伺いながら、学校跡地の活用検討を進めます。

(1) 取組内容

学校跡地の活用の検討にあたっては、公共的な活用を検討するとともに、市の行政需要の可能性の整理や地域の方からのご意見を伺いながら、方向性を検討・決定していきます。

(2) 取組スケジュール

項目/年度	2023	2024	2025 (統合/南成小校舎 使用)	2026	2027	2028 (新校舎使用)
学校跡地の活用	跡地活用の方向性検討		跡地活用の 大まかな 方向性の決定	校舎解体 跡地活用の詳細検討（・決定）		校舎解体 跡地活用

<参考> 学校跡地の活用に関する基本的な考え方

- 地域にとって必要な機能は、その地域における統合新設校や、周辺施設等へ引き継いでいきます。
- 校舎などの建物は原則として取り壊します。
- 「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」に基づき、民間事業者等への貸付・売却なども含めた、効果的な利活用を図ります。